No. ご意見 * ご回答 改正文書案の7.8.24(のに、試験証明書への記載事項と ご意見ありがとうございました。 して「製品試験等を行った鉱工業品又は電磁的記録 |検討の結果、下記の理由からJISに規定されている の名称、識別、特徴及び状態」が要求されています 名称や呼び名の使用を要求することが難しいため、 が、この記載内容が試験所によって曖昧になってい JNRP21 JNLA登録の一般要求事項(第21案) 7.8.2 ると思います。ISO/IEC 17025: 2017にも品目の記 4、JNRP23 JNLA認定の一般要求事項(第4版案) |述、明確な識別をするよう7.8.2.1g)に定められてい |7.8.2 ④に「注記:JISに規定されている名称や呼び 名を使用することが望ましい。」を加えることとい ます。 次の文書に「その鉱工業品にJISがあれば、その名 たします。 称(呼び名)はその製品規格の呼び名に従う。|と いった内容を盛り込んでいただきたい。 (理由) 1 産業標準化法に基づく試験事業者等に関する省令第 【該当文書】 4条第1項には「鉱工業品又は電子的記録の名称、識 JNRP21 JNLA登録の一般要求事項(第21案) 別、特徴及び状態|の表記にJISに規定されている 名称や呼び名を使用しなければならない旨が規定が JNRP23 JNLA認定の一般要求事項(第4版案) なく、ISO/IEC 17025: 2017 7.8.2.1g)にも国家規 格などで定められた名称や呼び名を使用しなければ ならない旨の規定がないため、過剰要求となる。 注)最終的な修正文面は、NITE内で精査したう え、変更する可能性がございます。

※ご意見の原文から、個人を特定できる情報などを削除・修正しています。